

佐賀県公示（会第2981号の2）

佐賀県財務規則に基づくかゝいの出納員となる者の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4111号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
所管部等	かゝいの名称	出納員に指定する職	所管部等	かゝいの名称	出納員に指定する職
政策部	消防学校	<u>総務課長</u>	政策部	消防学校	<u>副校長</u>
	首都圏事務所	課長		首都圏事務所	課長
略			略		
地域交流部			地域交流部	<u>佐賀空港事務所</u>	<u>副所長</u>
	佐賀空港事務所、博物館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館	総務課長		博物館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館	総務課長
	九州陶磁文化館	企画総務課長		九州陶磁文化館	企画総務課長
略			略		
健康福祉部	保健福祉事務所	企画経営課長	健康福祉部	保健福祉事務所	企画経営課長（ <u>企画経営課長を置かない場合は、副所長</u> ）
	総合福祉センター、療育支援センター、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長		総合福祉センター、療育支援センター、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長
	精神保健福祉センター	副所長		精神保健福祉センター	副所長

産業労働部	関西・中京事務所	副所長
	<u>工業技術センター、 窯業技術センター</u>	総務課長
	産業技術学院	総務企画課長
農林水産部		
	<u>農林事務所、農業試験研究センター、畜産試験場、家畜保健衛生所、水産振興センター、林業試験場</u>	総務課長
	上場営農センター、果樹試験場、茶業試験場	係長
県土整備部		
	<u>土木事務所、ダム管理事務所、有明海沿岸道路整備事務所</u>	総務課長
略		

産業労働部	関西・中京事務所、 <u>工業技術センター、窯業技術センター</u>	副所長
	産業技術学院	総務企画課長
農林水産部	<u>農林事務所、農業試験研究センター</u>	副所長
	畜産試験場、家畜保健衛生所、水産振興センター、林業試験場	総務課長
	上場営農センター、果樹試験場、茶業試験場	係長
県土整備部	<u>土木事務所</u>	<u>総務課長（総務課長を置かない場合は、副所長）</u>
	<u>ダム管理事務所</u>	副所長
	有明海沿岸道路整備事務所	総務課長
略		